

令和5年4月

大口需要者 特約制度の ご案内

- 水道水を**安く**提供します。
- 生活用水の**安定供給にご協力**いただきます。
- お客さまの申出により**個別に契約**いただきます。

より安心、より使いやすい水道をめざして、
お客さまのビジネススタイルを応援する
料金制度のご提案です。

宇都宮市上下水道局

はじめに

宇都宮市の水道は、大正5年に給水を始めてから現在まで、市民の皆さまが安全な水道を安心して利用できるよう努めてまいりました。

これからも、より安心、より使いやすい水道をめざして、お客さまのビジネススタイルを応援する料金制度をご提案いたします。

大口需要者特約制度とは

(個別需給給水契約制度)

●水道水を安く提供します。

本市の給水能力の範囲内で、上下水道局が設定する「基準水量」を超えて使用した水道水を低額な単価で提供します。

●渇水などのとき、水道水の使用抑制にご協力いただきます。

渇水のときなど非常時には、生活用水の安定供給を確保するため、上下水道局がお願いする期間（1日単位）、水道水の使用抑制にご協力いただきます。

●お客さまの申出により個別に契約していただきます。

※水道水を本制度の料金体系で使用するか通常の料金体系で使用するかは、お客さまがお選びいただけます。

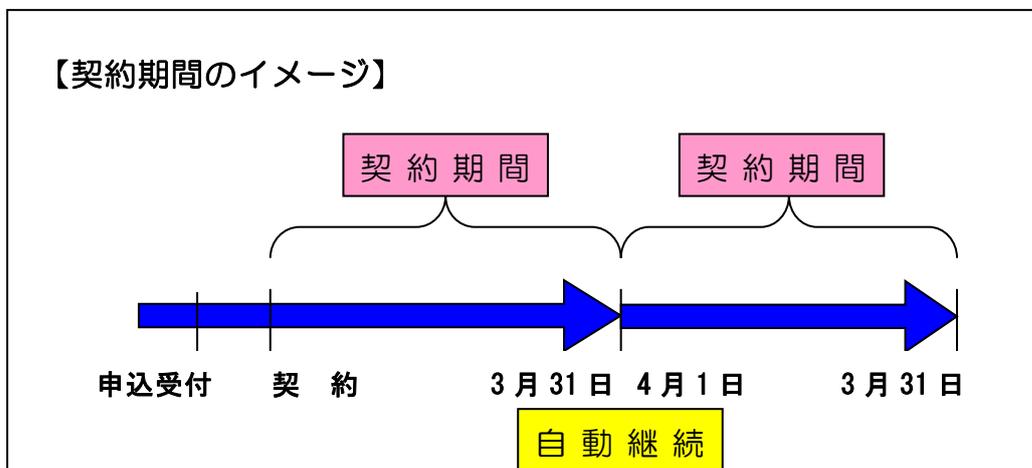
適用の要件

本契約を結ぶには、お客さまが次の要件をすべて満たしていることが必要となります。

- 本市水道を1年間以上使用していること
- 本契約の申込み前の直近の1年間に、1つのメーターにつき水道水の使用量が3,000m³以上の月が6月以上（使用量が6,000m³以上の期が3期以上）あること
- 料金の特例*の適用を受けていないこと
※湯屋用、集合栓、連合栓
- 水道料金を滞納していないこと

契約期間

- 本契約の期間は、契約を結んだ日*から、その日の属する年度末（3月31日）までとなります。 ※自動継続の場合は4月1日
- 契約期間終了に先だって、契約解除の申出がない場合は、契約期間を1年間延長するものとします。

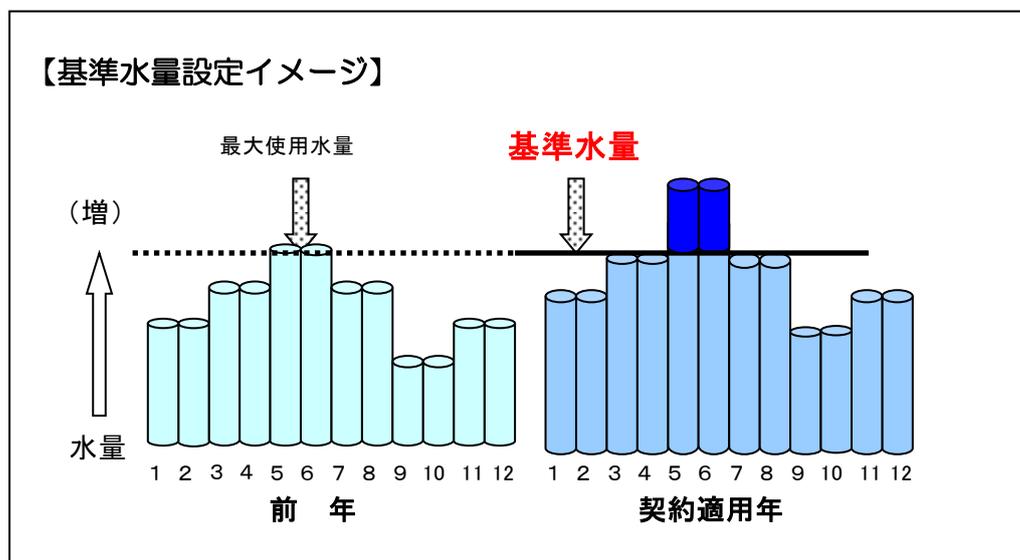


基準水量

- 本契約の申込み前^{*}の直近の1年間のうち、最も使用水量の多い月の水量を基に算定します。^{*}自動継続の場合は毎年度3月末時点
- 漏水等により最大使用水量が増加している場合は、過去の実績を考慮して基準水量を定めます。
- 算定した基準水量は、特段の事情がない限り当該年度末（3月31日）まで適用されます。

計算方法

本契約の申込み前の直近1年間のうち、最も使用水量の多い月の水量
× (30日 ÷ 実検針日数) ※100 m³未満の端数切捨て



調整期間

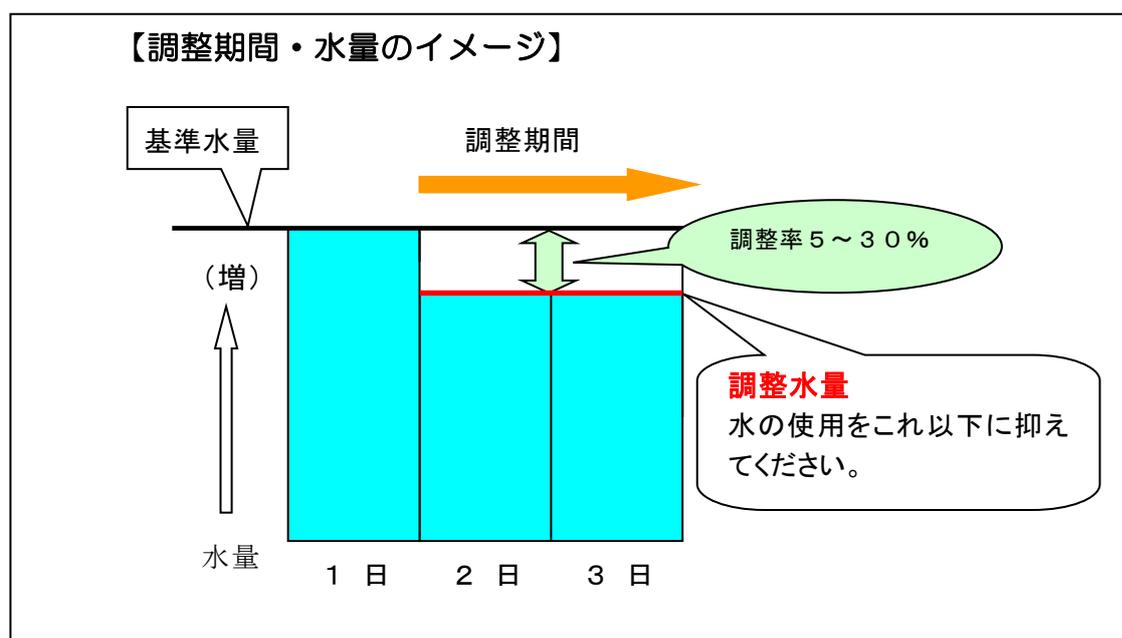
- 調整期間とは、本契約を結んでいただいたお客さまに、湯水の時など非常時に、水道水の使用の抑制にご協力いただく期間で、1日単位で設定します。

調整水量

- 調整水量とは、調整期間中、お客さまに水道水の使用を抑制していただくために設定する水量です。
- 調整水量を超えて使用された場合は、超えた水量分について、平常時より高額の単価の料金を適用させていただきます。
- お客さまに使用抑制のお願いをする場合は、調整期間の開始2日前までに、期間と調整水量を連絡します。

計算方法

1月当たりの基準水量 ÷ 30日 × 70%～95%の範囲内で上下水道局が定める率
※10 m³未満の端数切捨て



水道料金について

通常に従量料金の単価が 338円80銭/m³（1月あたり 201 m³以上）のところ、

- 基準水量を超えて使用した水量分は、単価が **75円90銭/m³** になります。
- 調整水量設定期間中、調整水量を超えた水量分は、単価が 426円80銭/m³ になります。
【消費税相当額（10%）を含みます。】

水道料金の計算例(2か月分)

1 平常時の場合

☆水道メーターの口径が 100mm、基準水量が 8,000 m³/2か月、使用水量が 9,000 m³/2か月の場合

○通常料金: 3,082,662円

料金区分	水量(m ³)	単価(円)	金額(円)	水道料金(円)
基本料金			64,372.0	3,082,662
従量料金	~100	218.90	21,890	
	101~200	255.20	25,520	
	201~400	286.00	57,200	
	401~9,000	338.80	2,913,680	

※合計から1円未満の端数は切捨て

○大口需要者特約適用料金: 2,819,762円

料金区分	水量(m ³)	単価(円)	金額(円)	水道料金(円)
基本料金			64,372.0	2,819,762
従量料金	~100	218.90	21,890	
	101~200	255.20	25,520	
	201~400	286.00	57,200	
	401~8,000	338.80	2,574,880	
	8,001~9,000	75.90	75,900	

262,900円お得になります。

2 調整期間の場合

☆水道メーターの口径が 100mm、基準水量が 8,000 m³/2か月、使用水量が 9,000 m³/2か月、調整期間が5日間、調整率が5%、調整期間中、調整水量を超えた使用水量が 100 m³の場合

○大口需要者特約適用料金: 2,819,762円

料金区分	水量(m ³)	単価(円)	金額(円)	水道料金(円)
基本料金			64,372.0	2,819,762
従量料金	~100	218.90	21,890	
	101~200	255.20	25,520	
	201~400	286.00	57,200	
	401~8,000	338.80	2,574,880	
	8,001~9,000	75.90	75,900	

○大口需要者特約適用料金

(調整期間を含む場合): 2,828,562円

料金区分	水量(m ³)	単価(円)	金額(円)	水道料金(円)
基本料金			64,372.0	2,828,562
従量料金	~100	218.90	21,890	
	101~200	255.20	25,520	
	201~400	286.00	57,200	
	401~7,900	338.80	2,541,000	
	7,901~8,000	426.80	42,680	
	8,001~9,000	75.90	75,900	

8,800円お高くなります。

※大口需要者特約を適用した「平常時」と「調整期間」を含む場合との比較

水道メーターの検針

- 平常時は、2か月ごとに水道メーターを検針します。
- 調整期間中の計量については、調整期間の開始日と終了日に水道メーターの検針を行います。

契約の解除

原則として、本契約は、上下水道局及び契約者のどちらからも解除の申出がない限り継続されます。ただし次の場合には、契約が中途解除になります。

- 契約者が、本契約が適用となっているメーターの使用を中止したとき
- 本契約が適用となっているメーターの使用者が変更されたとき、また、メーターの用途が変更されたとき
- 契約者が料金を滞納するなど契約者の義務を誠実に履行しないとき

お申込みについて

- 申込書に必要事項をご記入のうえ、直接または郵送で下記までお申込みください。 ※自動継続の場合は必要ありません。

お申込みは

〒320-8543 宇都宮市河原町1番41号

宇都宮市上下水道局お客さまサービス課 管理グループ

TEL028-633-3188

大口需要者特約制度に関する

Q&A

Q1 最大使用量を基準水量にするのはなぜ？

A1 大口のお客さまの経済活動などがより活発に展開されるよう応援するため、過去1年間の最大使用水量を1つの指標として設定させていただきます。

Q2 渇水などのときに、水道水の使用を抑制できないと契約できないのですか？

A2 契約はできますが、調整水量を超えて水道水を使用されたときは、その水量分は、高い単価の料金を適用させていただきます。

Q3 水道の使用実績が、前年とくらべ大幅に変わってしまった場合はどうなりますか？

A3 契約要件を満たす限り、原則、契約は継続します。使用実績は翌年度の基準水量に反映されます。

宇都宮市水道事業給水条例（抜粋）

（個別需給給水契約）

- 第29条の5 管理者は、水の供給量に余裕がある場合、1月当たりの使用水量が一定量を超える使用者又は総代人と、個別に、使用する基準となる水量（以下「基準水量」という。）を定めて、給水契約（以下「個別需給給水契約」という。）を締結することができる。
- 2 管理者は、漏水等により必要があると認めるときは、個別需給給水契約の相手方に対して、期間を定めて、1日当たりの基準水量を指示する水量（以下「調整水量」という。）以下の使用水量に減量することを求めるものとする。
- 3 第29条の3の規定にかかわらず、次の各号に掲げる水量の従量料金は、それぞれ当該各号に定める金額とする。
- (1) 基準水量を超える使用水量 1立方メートル当たり **75円90銭**
 - (2) 調整水量を超える使用水量 1立方メートル当たり **426円80銭**
- 4 前3項に定めるもののほか、個別需給給水契約について必要な事項は、管理者が定める。

個別需給給水契約規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮市水道事業給水条例（昭和33年条例第21号。以下「条例」という。）第29条の5第4項の規定に基づき、個別需給給水契約（以下「本契約」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（適用対象者）

第2条 条例第29条の5第1項に規定する1月当たりの使用水量が一定量を超える使用者又は総代人（以下「適用対象者」という。）とは、本市水道を継続して1年間以上使用している者のうち、本契約の申込み前の直近1年間に、条例第23条の規定により設置された1つのメーターにつき、1月当たり3,000立方メートル以上の使用実績が1月以上あり、かつ、本契約申込み後も引続き1月当たり3,000立方メートル以上の使用が見込まれるものをいう。

2 次の各号に該当する者は、前項の規定にかかわらず、本契約を締結することができない。

- (1) 条例第29条の2に規定する料金のうち湯屋用の適用を受けている者
- (2) 条例第32条に規定する水量の認定に基づく料金の適用を受けている者
- (3) 料金を滞納している者

（契約の申込み）

第3条 本契約を締結しようとする適用対象者は、管理者に個別需給給水契約申込書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

（契約の締結）

第4条 管理者は、前条の規定による申込みを受けたときは、必要な審査を行った上で、本契約を締結することができる。

2 本契約は、本契約を締結する適用対象者（以下「契約者」という。）に次の各号に掲げる内容を記載した個別需給給水契約決定通知書（別記様式第2号）を交付することにより締結したものとする。

- (1) 契約者氏名
- (2) 本契約の適用を受けるメーターが使用される場所及び施設名
- (3) 基準水量
- (4) 契約期間
- (5) 条例第29条の5第3項第1号に規定する従量料金適用の時期

（基準水量）

第5条 管理者は、前条により本契約を締結する場合には、条例第29条の5第1項に規定する基準水量を次に掲げる算式により算定する。ただし、算定した水量に100立方メートル未満の端数がある場合は、これを切捨てるものとする。

1月当たりの基準水量の算式

本契約の申込み前の直近1年間のうち、最も使用水量の多い月の水量 × (30日 ÷ 実検針日数)

2 前項に規定する本契約の申込み前の直近1年間のうち、最も使用水量の多い月の水量が、条例第31条の規定によるものである場合には、過去の使用実績等を考慮して基準水量を算定する。

（契約期間）

第6条 本契約の期間は、管理者が本契約を締結すると決定した日（以下「契約開始日」という。）から契約開始日の属する年度の3月31日（以下「契約終了日」という。）までとする。

2 契約終了日まで、管理者、契約者のどちらからも本契約の解除の申出がない場合には、契約期間を1年間延長するものとする。

（従量料金適用の時期）

第7条 条例第29条の5第3項に規定する従量料金の適用は、前条第1項に規定する契約開始日の属する月の翌月分から契約終了日の属する月分までとする。

(調整水量)

第8条 条例第29条の5第2項に規定する調整水量は、第5条の規定により定めた1月当たりの基準水量を基に、次に掲げる算式により算定する。ただし、算定した水量に10立方メートル未満の端数がある場合は、これを切捨てるものとする。

1日当たりの調整水量の算式

$1月当たりの基準水量 \div 30日 \times 70\text{パーセントから}95\text{パーセントの範囲内で管理者が定める率}$

2 管理者は、調整水量を算定したときには、その水量及び調整水量設定期間（以下「調整期間」という。）を、調整水量設定通知書（別記様式第3号）により、調整期間前にあらかじめ契約者に通知しなければならない。

(使用水量の抑制措置)

第9条 契約者は、管理者から調整水量設定の通知を受けたときは、使用水量を調整水量以下に減量するために必要な措置を講ずるものとする。

(メーターの点検)

第10条 管理者は、第8条第2項に規定する調整期間中、契約者のメーターを定期的に点検する。この場合、契約者はメーターの点検に協力しなければならない。

(契約の解除)

第11条 管理者は、第6条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には本契約を解除することができる。

- (1) 契約者から条例第24条第1項第1号に規定する中止の届出が出されたとき。
- (2) 契約者から条例第25条第1項第1号に規定する権利義務の承継または、同条同項第2号に規定する用途の変更の届出が出されたとき。
- (3) 契約者が料金を納期限内に納付しないなど、契約者の義務を誠実に履行しないとき。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日企業管理規程第1号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

地球の限られた資源である

「水」を守り、「水」にこだわり、「水」を通じて、

快適な生活環境を確保するとともに、

お客様に最良のサービスを提供し、

未来に向かって

地球環境の保全に貢献します。

～上下水道局のミッション(組織の使命)～

宇都宮市上下水道局

お客さまサービス課

〒320-8543

宇都宮市河原町1番41号

TEL 028-633-3188

FAX 028-633-3190

E-Mail u4320@city.utsunomiya.tochigi.jp